

エチレンについての情報提供（案）

告示中の名称 : エチレン

指定対象の範囲 : 工業用に供されているもので、労働安全衛生法（昭和 47 年 6 月
 8 日法律第 57 号）に基づく化学物質等安全データシート（(M)SDS）
 等により製品規格が確認できるもの

参考となる対象病害虫等、使用方法及び使用する際の注意点

品名	種類	薬効が認められる対象病害虫等	参考となる使用方法	使用する際の注意点等
エチレン	発芽抑制剤及び成長促進剤	<ul style="list-style-type: none"> ・ばれいしょの萌芽抑制 ・バナナ、キウイフルーツ等の果実の追熟促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ばれいしょ：エチレン濃度 4 ~ 20ppm、貯蔵期間中、常時所定の濃度を保つ（貯蔵庫内の温度は 8 程度）。 ・バナナ：エチレン濃度 300 ~ 1,000ppm、処理時間 24 時間（貯蔵庫内の温度は 13 ~ 19 程度）。 ・キウイフルーツ：エチレン濃度 10ppm 程度、処理時間 10 ~ 12 時間程度（貯蔵庫内の温度は 15 ~ 20 程度）。 <p>（使用場所はいずれの作物も貯蔵庫内）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・エチレンやエチレンの入ったボンベを取扱う際には、他法令（高圧ガス保安関係法令、労働安全衛生法令等）による規制を遵守すること。

エチレンを特定農薬に指定することについてのこれまでの検討状況

1 エチレンについて

(1) 検討対象の情報

エチレン濃度 98.0%以上の液化ガスをボンベに充填した製品

(2) 用途

ばれいしょの萌芽抑制のほか、バナナやキウイフルーツ等の果実の追熟促進を目的とする

2 検討状況

(1) 農林水産省及び環境省がエチレンを成長促進剤及び発芽抑制剤として使用する際の評価に必要な資料を整理。

(2) 第 12 回合同会合において、安全性に関する審議を行い、食品安全委員会に当該資材の食品健康影響評価について意見を聴取することとされた。

主な審議の内容は、次のとおり。

エチレンの原材料がエチレンの原料である原油の場合、安全性に問題がないと言いがたいとの指摘があったが、エチレン自体が原材料と整理され、安全性に問題はないと判断された。

ボンベに充填された工業用エチレンを使用する際には高圧ガス保安法を遵守する必要があるため、通知等により使用上の注意事項として周知を図ることとされた。

(3) 平成 25 年 3 月 14 日、食品安全委員会に当該資材の食品健康影響評価を依頼した。

(4) 平成 25 年 8 月 26 日、食品安全委員会より当該資材の食品健康影響評価が通知された。